

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第6号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年岩手県規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（1）避難所</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1人1日当たり320円以内とする。</p> <p>エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該福祉避難所を設置した地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。</p> <p>オ 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康等に配慮して、ホテル、旅館等の宿泊施設を借り上げ、避難所として供与することができる。</p> <p>カ [略]</p> <p>（2）応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>ア 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することができる。</p> <p>イ 建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原</p>	<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（1）避難所</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1人1日当たり330円以内とする。</p> <p>エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該福祉避難所を設置した地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。</p> <p>オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康等に配慮して、ホテル、旅館等の宿泊施設を借り上げ、避難所として供与することができる。</p> <p>カ [略]</p> <p>（2）応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>ア 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することができる。</p> <p>イ 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原</p>

材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の経費として、5,610,000円以内とする。

ウ 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の設置であっても戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

エ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を必要とする複数のものに供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置できる。

オ 建設型仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

カ 建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項により特定行政庁の許可を受けた期限内とする。

キ 供与の終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

ク 借上型仮設住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

ケ 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、供与しなければならない。

コ 借上型仮設住宅を供与できる期間は、カに定める建設型仮設住宅を供与できる期間に準じるものとする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア・イ [略]

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,140円以内とする。

エ [略]

(2) [略]

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)・(2) [略]

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。この場合においては、季別は、災

材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の経費として、5,714,000円以内とする。

ウ 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の設置であっても戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

エ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を必要とする複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。

オ 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

カ 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項により特定行政庁の許可を受けた期限内とする。

キ 供与の終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

ク 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

ケ 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、供与しなければならない。

コ 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、カに定める建設型応急住宅を供与できる期間に準じるものとする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア・イ [略]

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。

エ [略]

(2) [略]

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)・(2) [略]

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。この場合においては、季別は、災

害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季	[略]	円 18,500	円 23,800	円 35,100	円 42,000	円 53,200	5人を超える者1 人ごとに7,800円 を53,200円に加算 した額
冬季	[略]	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	5人を超える者1 人ごとに11,200円 を81,200円に加算 した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季	[略]	円 6,000	円 8,100	円 12,200	円 14,800	円 18,700	5人を超える者1 人ごとに2,600円 を18,700円に加算 した額
冬季	[略]	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	5人を超える者1 人ごとに3,500円 を27,100円に加算 した額

(4) [略]

4・5 [略]

6 被災した住宅の応急修理

(1) 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行い、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり584,000円以内とする。

害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季	[略]	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	5人を超える者1 人ごとに7,900円 を54,200円に加算 した額
冬季	[略]	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	5人を超える者1 人ごとに11,400円 を82,700円に加算 した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季	[略]	円 6,100	円 8,300	円 12,400	円 15,100	円 19,000	5人を超える者1 人ごとに2,600円 を19,000円に加算 した額
冬季	[略]	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	5人を超える者1 人ごとに3,600円 を27,600円に加算 した額

(4) [略]

4・5 [略]

6 被災した住宅の応急修理

(1) 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行い、その修理のため支出できる費用は、次の額以内とする。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 1世帯当たり595,000円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1世帯当たり 300,000円

(3) [略]

7 [略]

8 学用品の給与

(1)・(2) [略]

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

ア [略]

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり 4,400円

(イ) 中学校生徒 1人当たり 4,700円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 5,100円

(4) [略]

9 埋葬

(1)・(2) [略]

(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人 211,300円以内、小人168,900円以内とする。

(4) [略]

10 [略]

11 死体の処理

(1)～(3) [略]

(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用

1体当たり 3,400円

イ 死体の一時保存のための費用

死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費、既存の建物を利用できない場合にあっては1体当たり 5,300円。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算できる。

ウ [略]

(5) [略]

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) [略]

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村ごとに障害物の除去を行った世帯の数に135,400円を乗じ

(3) [略]

7 [略]

8 学用品の給与

(1)・(2) [略]

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

ア [略]

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり 4,500円

(イ) 中学校生徒 1人当たり 4,800円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 5,200円

(4) [略]

9 埋葬

(1)・(2) [略]

(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人 215,200円以内、小人172,000円以内とする。

(4) [略]

10 [略]

11 死体の処理

(1)～(3) [略]

(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用

1体当たり 3,500円

イ 死体の一時保存のための費用

死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費、既存の建物を利用できない場合にあっては1体当たり 5,400円。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算できる。

ウ [略]

(5) [略]

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) [略]

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村ごとに障害物の除去を行った世帯の数に137,900円を乗じ

て得た額以内とする。 (3) [略] 13・14 [略]	て得た額以内とする。 (3) [略] 13・14 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則別表第1の6の規定は令和元年8月28日から、同表の規定（6の規定を除く。）は同年10月1日から適用する。